

第 80 回 関西学生会計学研究会

財務部門：自由論題

『全面公正価値評価の再検討』

～JWG ドラフト基準を概観して～

発表者：大阪経済大学 簿記会計研究部

谷口 雄英

日時：2005年10月23日

場所：大阪経済大学

## 論文構成

### 序論

#### 5 第1章 JWG ドラフト基準の特徴

##### 第1節 JWG ドラフト基準の考え方

##### 第2節 現行の会計基準との対比

#### 10 第2章 全面公正価値会計と会計情報の有用性・利害調整面への影響

##### 第1節 目的適合性

##### 第2節 会計情報の信頼性

##### 第3節 「経営者の意図」の位置づけ

##### 第4節 非金融商品会計との整合性

##### 15 第5節 債権者保護の観点からの評価

#### 第3章 公正価値会計における業績報告

##### 第1節 包括利益概念と報告様式

##### 第2節 純利益の有用性

##### 20 第3節 包括利益の必要性

### 結論

### 引用文献・参考文献

25

### 図表

### 指標

## 序論

近年、国際的に金融商品会計の整備が急速に進められており、一部の金融商品を公正価値評価し、これを財務諸表に反映させる動きが広範化している。こうした中、2000年12月に、日本を含む主要9カ国及び国際会計基準委員会<sup>1</sup>(International Accounting Standard Committee : 以下 IASC とする)からの参加者により構成される JWG(Joint Working Group of Standard-setters)により策定されたドラフト基準「金融商品及び類似項目」(Financial Instruments and Similar Items : 以下 JWG ドラフト基準という)が、日本を含む主要9カ国の会計基準設定主体等及び IASC より公表された。JWG ドラフト基準は、金融商品会計に関して、原則として、全ての金融商品を貸借対照表(Balance Sheet:以下 B/S とする)上公正価値評価するとともに、期中の評価差額を全て損益計算書(Profit and Loss statement :以下 P/L とする)に計上する会計処理、すなわち全面的な公正価値会計(以下全面公正価値会計という)を採用することを骨子としており、トレーディングなどを目的として保有される有価証券等一部の金融商品にのみ公正価値会計を適用するという現時点の国際的スタンダードから、さらに踏み込んだ内容となっている。

しかし、こうした JWG ドラフト基準のように金融商品に関し全面公正価値会計の導入を求める動きがある中で、こうした会計処理を採用することの理論的な妥当性については、必ずしも十分な議論が尽くされていないように思われる。もちろん、JWG ドラフト基準については、これに強く反対する意見も多く、また、これがただちに各国会計基準や IAS になるというわけでもない。しかしながら JWG ドラフト基準により提起されてい

---

<sup>1</sup> 2001年4月に組織改正に伴い、従来の IASC は、現在は国際会計基準審議会(International Accounting Standard Board : 以下 IASB とする)になっている。本稿では、組織改正前の時点での活動について述べる際には IASC と表記し、それ以外は IASB と表記する。なお組織改正とともに、従来の国際会計基準(以下 IAS とする)の呼称も、組織変更後は国際財務報告基準(以下 IFRS とする)に変更されることになったが、これについては、本稿は IAS という表記で統一する。

る論点には会計理論上重要な点が少なくない。だからこそ、それらの論点の整理・考察をしておくことは今後の会計制度のあり方を考える上でも有益であると考え。また、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standard Board:以下 FASB とする)は 2004 年 6 月に公開草案「公正価値の測定」を公表し、時価の定義の統一化、評価方法および適用順序の階層構造等の考え方を示した。しかし FASB の提案する非金融商品にまで公正価値測定を適用する事の妥当性はないように考える。

5 5 5  
そこで本稿では、JWG ドラフト基準を題材として、金融商品に全面公正価値会計を適用することの有用性、金融商品にのみ全面公正価値を適用して  
10 10 10  
いく場合の問題点について考察し、さらに解決策について検討していく。

## 第 1 章 JWG ドラフト基準の特徴

### 第 1 節 JWG ドラフト基準の考え方

5 5  
JWG ドラフト基準の骨子は、大まかにいえば、原則として、  
①全ての金融商品を公正価値で評価し、公正価値の変動はすべて  
当期の P/L に反映させること  
②こうした公正価値情報の補足情報として、企業の財務リスクや  
公正価値測定モデル等に関するディスクロージャーを拡充する  
10 10  
こと

の 2 点である<sup>2</sup>。

また、特定の金融商品を除くすべての金融商品に適用される。ここで、金融商品は以下のいずれかであると定義している<sup>3</sup>。

①現金  
15 15  
②持分金融商品  
③一方の当事者が他方の当事者に金融商品を引き渡す契約上の義務、およびそれに対応する他方の当事者が義務からの解放以外の対価なしに当該金融商品を受け取る契約上の権利  
④一方の当事者が他方の当事者と金融商品を交換する契約上の義務、および他方の当事者が一方の当事者と金融商品の交換を要求する契約上の権利  
20 20

---

<sup>2</sup> JWG ドラフト基準では、こうした点のほか、金融商品の認識及び認識の中止について、構成要素アプローチ(Component Approach)という新しいアプローチを提示している。金融商品の認識及び認識中止の問題は、それ自体非常に重要な問題であるほか、金融商品の公正価値評価の問題とも関連しているが、本稿では、金融商品の公正価値評価そのもの、およびこれにかかる評価損益の会計処理に議論の対象を絞ることとし、この問題には触れないこととする。

<sup>3</sup> 契約上の義務や権利については、萩 2001]を参照されたい。

JWG ドラフト基準は、ある特定の金融商品を除いているが金融商品に全面公正価値会計を適用することを提案した。その背景について、「財務リスク管理と情報技術の進歩、資本市場の国際化、及び高度化されたデリバティブその他の複雑な金融商品の利用の加速化が組み合わさって、事業及び投資の環境が根本的に変化している。金融商品の認識及び原価主義に基づく測定に関する伝統的な会計概念は、再検討を要することが明白になってきている」<sup>4</sup>としたうえで、価格算定に関する資本市場で広く認められた実務やファイナンス論の考え方を積極的に取り入れた会計処理として、金融商品に全面公正価値会計を適用することの妥当性を主張している。こうした考え方は JWG ドラフト基準によりはじめて提案されたものではなく IASC が 1997 年 7 月に公表したディスカッションペーパー「金融資産及び金融負債の会計処理」においても、既に、同様の考え方に基づき、金融商品に対する全面公正価値会計の適用が提案されていた。しかし、同提案については、批判的なコメントが相次ぎ、また IASC としては、証券監督者国際機構(以下 IOSCO とする)から示されていた、IAS を国際的に資金調達活動を行う企業に適用する会計基準として支持するための条件(コアスタンダード)を早急に達成する必要があったため、暫定的な金融商品会計基準として、現在の IAS39 号が導入された。IASC は IAS39 号の策定にあたり、別途、全面公正価値会計を基本スタンスとする金融商品会計基準の検討作業を続けることとし、こうした流れが基本的に JWG の作業に引き継がれることとなった。

全面公正価値評価の妥当性の主張として、JWG ドラフト基準は、金融商品に全面公正価値会計を適用することのメリットとして、主に以下の点を上げている。

①競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であった情報をすべて反映している。したがって、将来キャッシュ・フローの予測に関して、他の測定値よりも良好な基礎を提供することになる。

<sup>4</sup> 宮田・吉田[2002]

②取得原価に基づく測定を原則とする従来の会計モデルでは、取引が行われたときの状況のみが B/S 上に反映されるため、取引の経緯、保有企業、利用状況により、同じ金融商品を違うようにみせ、あるいは異なる金融商品を同じように見せるという事態が生じることになる。この点、全面公正価値会計における公正価値は、首尾一貫した偏りのない測定値であるため、同一企業内または企業間での比較可能性が確保される。

①では目的適合性の面での優位性が確保され、②では企業間同士の比較可能性の面での優位性も確保されることとなる。

また、B/S における公正価値評価の根拠と P/L における公正価値評価損益の純利益参入の根拠としては斎藤[2004]を参照されたい。

## 第 2 節 現行の会計基準との対比

第 2 節では、IAS、米国会計基準(Statement of Financial Accounting Standards : 以下 SFAS とする)および、わが国の会計基準などで適用されている金融商品会計基準との対比でドラフト基準をみていく。

まず、現行の会計基準においては、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として当期の損益計算に計上してはならない。」<sup>5</sup>と収益の認識においては実現主義をとっている。つまり、キャッシュ、あるいはそれと同等のものの裏付けが確認されない限り、利益を認識しない。このような考え方にに基づく利益概念は、「実現利益」と呼ばれている。他方、JWG ドラフト基準では、金融商品の公正価値の変動は、実現・未実現にかかわらず、すべて利益の増減として捉えられ、発生した期の P/L で認識されることとなる。こうした考え方に基づく利益概念を、ここでは「公正価値利益」と呼ぶこととする<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 会計法規集第 22 版、中央経済社編[2005]

<sup>6</sup> 公正価値利益については、清算利益に近い概念であるという見方もある。しかし、公正価値評価を行う際には、清算時に想定される流動性プレミア

例えば、貸出金や金融負債の評価についてみると、現行の会計基準では、それらは取得原価(または償却原価)で評価され、利息が保有期間にわたって金利収益・費用として計上される。したがって、途中で売却・返済がなされない限り、満期までのキャッシュ・フローが確定しているため、たとえ市場金利の変動があったとしても損益に影響は生じない。他方、全面公正価値会計では、売買市場が存在しないような貸出金や金融負債についても、評価技法を用いて、将来の利息をも含めた公正価値が測定され、そうした公正価値の変動が利益の増減として認識される。したがって、市場金利の変動は、これに伴う公正価値の変動を通じて、ただちに損益に影響を与えることになる<sup>7</sup>。現行の会計基準においても、トレーディング目的で保有される有価証券のように、市場価格が存在し、換金可能性があり、保有目的等に照らして売買・換金等を行うことに事業遂行上の制約等がないものについては、B/S上公正価値評価するとともに、評価差額をP/L上計上することとされている。これは、こうした有価証券等の評価差益が、キャッシュと同等の裏付けがあるものとして実現利益と理解されているためである。すなわち、こうしたトレーディング目的で保有される有価証券等に関しては、現行の会計基準の「実現利益」と全面公正価値会計のもとでの「公正価値利益」が一致することになる。

次に上記と表裏一体の特徴として、現行の会計基準では、キャッシュ・フローの変動リスクが会計上認識されるリスクとなるのに対して、JWGド

---

ムなどが勘案されていないため、公正価値利益が清算利益に一致するとは考えにくい。また、公正価値利益を実現利益と対比してみると、実現してはいないが、報告主体に経済的便益(あるいは費用)がもたらされている場合に、これを利益の増減として認識するか否かが異なっているといえる。具体例として、市場金利が上昇した場合の金融負債(現実的に売却が困難、あるいは満期保有が意図されていると仮定)にかかる利益認識の問題を考えると本来なら高い金利を払わなければならないところを低い金利で資金調達できているという意味での経済的便益に関して、公正価値利益の考え方ではこれを利益として認識し、他方、実現利益の考え方では、「金融負債の売却が現実的に困難である、あるいは満期保有が意図されている以上、こうした経済的便益の実現可能性がない」という理由から、これを利益とは認識しないことになる。

<sup>7</sup> 宮田・吉田[2002]

ラフト基準では、公正価値の変動リスクが会計上認識されるリスクとなる。例えば、固定金利の貸出金は、現行の会計基準ではリスクのない金融商品である一方、JWGドラフト基準では、リスクの高い金融商品ということになる。これが変動金利の場合にはその逆になる<sup>8</sup>。なお、JWGドラフト基準では、金融商品のキャッシュ・フローの変動リスクに関する情報は、別途ディスクロージャーで補強されることとされている。

また、現行の会計基準では、「経営者の意図」を反映させる会計処理が採られている。例えば、同じ有価証券でも、トレーディング目的で保有されるものは、公正価値評価されるのに対し、経営者が満期まで保有する意図を有している債券については、取得原価または償却原価で評価される。また、経営者がヘッジ目的で保有する金融商品については、ヘッジ会計を適用することも認められている。他方、JWGドラフト基準では、「経営者の意図」は全く考慮されず、すべての金融商品が公正価値評価されることになる<sup>9</sup>。これは、すべての金融商品について、「経営者の意図」といったものに関わりなく同一の評価基準を適用することにより、企業間および金融商品間の「比較可能性」を確保しようとする考え方に立つものであると考えられる。

以上、第1章では、JWGドラフト基準の骨子と特徴と、現行の会計基準との比較を概観してきた。次章では、金融商品に全面公正価値会計を適用すること、及び金融商品に係る公正価値情報を提供することが投資家にとって有用な情報を提供するというディスクロージャーの制度の主たる目的

---

<sup>8</sup> 宮田・吉田[2002]

<sup>9</sup> JWGドラフト基準の考え方を前提とすれば、すべての金融商品が公正価値評価され、公正価値の変動に伴う損益がP/L上直ちに認識されることから、金融商品をヘッジ対象とするヘッジ取引については、ヘッジ会計は基本的に必要なくなる。他方、非金融商品をヘッジ対象とする金融商品の保有については、ヘッジ対象が公正価値評価されないために、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る損益の認識時点がずれることになる。しかし、JWGドラフト基準は、金融商品の会計処理にこうしたヘッジ取引への考慮を持ち込むべきではないとの考え方に立ち、こうしたヘッジ取引に対する例外的な会計処理を認めていない。また、こうした場合にヘッジ対象である非金融商品を公正価値評価すべきか否かという点については、JWGは、そもそもJWGドラフト基準の対象外であるとして議論していない。

に照らして、どのような意味合いを持つのかという点についていくつかの角度から考察していく。

## 第2章 全面公正価値会計と会計情報の有用性・利害調整面への影響

### 第1節 目的適合性

5

「ディスクロージャー制度の主たる狙いは、企業の内部情報の提供を通じて、投資家と企業との間に存在する情報の非対称性を縮小させ、資本市場の健全な発展をサポートすることにあると考えられる<sup>10</sup>。」したがって、会計情報の有用性の問題を考えるにあたっては、投資家にとって有用な情報が提供されているかどうかという目的適合性の観点からの分析が必要である。

10

一般に、投資家は企業から提供される会計情報などから、企業の将来キャッシュ・フローの流列、これにかかるリスク、ひいては企業価値を予測し、投資の意思決定を行う。したがって、会計情報の有用性は、その会計情報がこうした予測に資するものであるかどうかにより判断されるべきものである。

15

会計情報の核をなす利益情報の内容とこれに関連する「会計上認識されるリスク」について、現行の会計基準とJWGドラフト基準では、1章でみたとおり、現行の会計基準では、キャッシュ、あるいはそれと同等のもの  
の裏付けがある利益、つまり、実現利益のみが認識され、キャッシュ・フローの変動リスクが会計上認識されるリスクとなる。他方、JWGドラフト基準では、実現・未実現にかかわらず、すべての公正価値の変動が利益つまり、公正価値利益として認識され、公正価値の変動リスクが会計上認識されるリスクとなる。

20

25

このように、両者は全く異なる考え方を採っており、会計情報の有用性という観点からどちらの考え方の方が適切かを判断することは容易ではないが、「一つの切り口として、どちらの考え方の方が企業実態に近いのか、換言すれば、どちらが企業の経営実態に則した内部情報を提供しうるかとい

---

<sup>10</sup> 宮田・吉田[2002]

う点が考えられる<sup>11)</sup>。」

こうした観点から、ディスクロージャー制度の対象となっている企業の経営について考えてみると、基本的には実現ベースで利益を管理しており、すべての金融商品にかかる利益を別途公正価値ベースで管理している企業

5 はほとんどないという実態がある<sup>12)</sup>。すなわち通常、企業の主たる収益の源泉は非金融商品であり、金融商品は主にこうした活動にかかるファイナンスに使われている。そして、非金融商品を用いた経済活動の成果は、売り上げといった実現ベースで管理されており、これに付随するファイナンス・コストも実現ベースで管理されていると考えるのが自然であろう。また、こうした経営モデルにおいては、通常、金融負債は非金融商品の活動に拘束され、満期まで保有されることになる。そして、非金融商品の活動に拘束される金融負債については、キャッシュ・フローの変動リスクを回避するために、実現ベースでの資金調達コストが市場金利の動向にかかわらず満期まで一定となる固定金利とすることが、一つの合理的行動となる。

15 他方、金融商品を主たる収益の源泉としている銀行については、経営上、公正価値情報がかかなり重視されるようになってきている。しかしながら、トレーディング活動を除く一般の銀行活動にかかる金融商品が管理される銀行勘定においては、基本的に実現ベースでの利益管理が行われており、公正価値情報はあくまでも経営上の参考情報として利用されているに過ぎない

20 場合が多いと考えられる。したがって、銀行経営においても、公正価値利益の方が経営実態をよりよく表しているとははいえないように思われる<sup>13)</sup>。

リスク情報としての公正価値情報としては、近年、一般企業においても、積極的に非金融的な本業とは離れた金融活動を手がける企業が増えてきた。

<sup>11)</sup> 宮田・吉田[2002]

<sup>12)</sup> JWG ドラフト基準は、その対象として、すべての企業を想定している。

<sup>13)</sup> 現行の会計基準の下で提供される会計情報が有用であるか否かという点は、実証的にも検証されるべき問題である。これまでの実証結果は、基本的に実現利益の有用性を支持するものとなっている。詳しくは、若林[2001,a]・若林[2001,b]・中村[2003,b]・若林[2003]・日本会計研究学会特別委員会[2001]を参照されたい。

そうした金融活動の規模の増大等を反映して、企業の金融商品にかかるリスク管理の必要性が重視されてきている。また、金融機関を中心として、不良債権の増大等から破綻に至る企業が相次いであらわれた。こうした状況下、リスク情報という観点から、金融商品にかかる公正価値情報に対する必要性が高まってきていると考えられる。

5 現行の会計基準においても、市場価格が存在し、換金可能性のある金融商品で、かつ、保有目的等に照らし価格変動リスクが実質的意味を有するものについては、B/S 上、公正価値評価することとされており、さらに、こうした金融商品のうち、売買目的で保有されているものの評価差額は、

10 実質的にキャッシュの裏付けがあると考えられることから、実現利益として P/L 上で認識することとされている。

15 しかしながら、リスク情報として求められている公正価値情報という観点から見ると、こうした現行の会計基準では十分にカバーされていないものが少なくない。例えば、貸出金をはじめとする非市場性の金銭債権については、現行の会計基準では、債務者の信用状態の悪化は、金利が減免されるとか、損失が確実に見込まれ簿価修正が行われるといった時点まで、会計上、認識されないことになる<sup>14)</sup>。

20 この点、公正価値会計では、例えば、貸出金の公正価値の低下もすべて当期の損益として認識されることになるなど、リスク情報としての公正価値情報が、包括的に提供されることになる。ただし、こうしたリスク情報としての公正価値情報の有用性を考える場合、それが B/S および P/L 上の情報として提供されることが本質的意味を有するのか、それともそうでは

<sup>14)</sup> 債務者の信用状態の悪化等に対しては、会計上、引当金で対応することも可能である。現行の会計基準では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」(企業会計原則・注解 18)とされており、これを受けて、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」等でさらに具体的な指針が示されている。ただし、実務的には、十分な事前的対応が図られていないのではないかと批判も聞かれている。

ないのか、という点は考える必要がある<sup>15</sup>。

## 第2節 会計情報の信頼性

- 5 「株主の代理人である経営者は、自らに有利な情報のみを株主および将来の株主たりうる投資家に提供するインセンティブ・バイアスを有している<sup>16</sup>。」そこで、ディスクロージャー制度においては、こうしたバイアスのかかった会計情報が提供されないように、数値の信頼性(客観性)が重視されるとともに、会計監査を通じてその確認がなされることとなっている。
- 10 現行の会計基準では、前述のとおり、B/S 上、取得原価評価されるものと、公正価値評価されるものが混在している。このうち、取得原価および伝統的な意味での実現利益は、客観性が高い数値であるといえる。また、公正価値評価される金融商品についても、市場が存在すること等により客観的な公正価値価格を把握できること(「市場価格の存在」)および当該価格
- 15 により換金・決済等を行うことが可能であること(「換金可能性」)が公正価値評価の前提となっている。したがって、現行の会計基準の下では、B/S 上の評価額、およびこれを基礎に算定される P/L 上の利益情報ともに、客観性が確保され、会計監査における検証も容易であると考えられる。
- 他方、JWG ドラフト基準では、市場価格がないものについても、評価技
- 20 法を用いて公正価値を見積もることを求めている<sup>17</sup>。また、この点につい

---

<sup>15</sup> これまでの実証研究の成果を見ると、金融商品にかかる公正価値情報は、B/S 本体に表示されたもののみならず、注記情報としてディスクロージャーされたものについても、その有用性が認められているものが多い。詳しくは、日本会計研究学会特別委員会[2001]、中久木・宮田[2002]を参照されたい。ただ、B/S 本体での表示と注記情報としてのディスクロージャーの間で、会計情報の有用性のレベルに差があるか否かは分かっていない。

<sup>16</sup> 宮田・吉田[2002]

<sup>17</sup> JWG ドラフト基準では、金融商品の公正価値を見積もるための原則を階層的に示している。すなわち、①同一商品について観察可能な市場価格がある場合にはそれを用いること、②それを利用できない場合は類似した金融商品の市場価格を、当該金融商品との相違点を適切に調整し利用すること、③市場価格がない場合には、「評価技法」を用いて公正価値を見積もること、とされている。

て JWG ドラフト基準は、公正価値の算定にかかる評価技法は大きく進歩しており、こうした評価技法を用いた算定価格は信頼性の高いものであり、見積のプロセスにおける様々な過程に見積結果が大きく影響を受けるにしても、こうした仮定等にかかる情報も併せてディスクロージャーすれば問題はないとの見方に立っている。

- 5 しかしながら、評価技法を用いた算定価格の信頼性については、否定的な意見が少なくない。例えば、貸出金の公正価値評価について、JWG ドラフト基準は、内部格付けシステムの活用を促しているが、バーゼル銀行監督委員会は、JWG ドラフト基準に対するコメントの中で、こうした内部格付けシステムは、リスク管理や自己資本の算定には有用であるが、公正価値を算定するのに十分な情報を提供するものではないと指摘している。<sup>18</sup> また、JWG ドラフト基準は、金融商品の公正価値見積に当たっての十分に具体的なルールは示されておらず、そうした会計基準の下で厳密な監査を行うことが可能であるかという点についても疑問が少なくない。各企業で
- 10 リスク管理方針に違いがある以上、公正価値の見積に関する画一的なルールを設けるべきではないという JWG ドラフト基準の立場も、一つのありうべき考え方ではあるが、会計情報の信頼性という観点から見る限り、
- 15 JWG ドラフト基準には解決すべき課題が少なくないと考えられる。

## 20 第3節 「経営者の意図」の位置づけ

- 前節でみたように、現行の会計基準と JWG ドラフト基準の大きな相違点の一つとして、「経営者の意図」をどのように捉えるのかという点が挙げられる。すなわち、現行の会計基準では、報告企業における金融商品の保有目的などが勘案されている一方、JWG ドラフト基準では、こうした「経営者の意図」は一切勘案されず、すべての金融商品に公正価値会計を適用するとの立場が採られている

既に述べたとおり、ディスクロージャー制度の主たる狙いは、企業の内

---

<sup>18</sup> 宮田・吉田[2002]



部情報の提供を通じて、投資家と企業間に存在する情報の非対称性を縮小させることにあると考えられる。こうした観点からみると、現行の会計基準は、「経営者の意図」を重視することが、企業の内部情報をよりよく投資家に伝え、投資家と企業間の情報の非対称性を縮小させることに役立つ、という考え方に立っているものと考えられる。例えば、同じ有価証券であっても、経営者の保有意図が異なれば、それぞれの保有意図に即した異なる会計処理を適用することが、企業の実態を伝達するという観点から望ましいという考え方である。

5

10

15

20

25

他方、JWG ドラフト基準では、「経営者の意図」を重視すると、会計数値の調整を行う余地が生まれるなど会計処理が恣意的なものになる惧れがあることから、必ずしも、投資家と企業間の情報の非対称性を縮小させることにはならない、という考え方が採られているものと考えられる。そして、JWG ドラフト基準は、情報の非対称性を縮小させるには、むしろ、保有意図などにかかわらず、一律、同じ会計処理を適用することにより、金融商品間、および企業間の「比較可能性」を高めた方がよい、という考え方に立っているものと考えられる。

JWG ドラフト基準が主張するように、会計情報の「比較可能性」が高いことが望ましいということについては、異論はないと思われる。例えば、最近、急速に進められてきている会計基準の国際的な調和化の大きな狙いも、会計情報の国際的な「比較可能性」を高めることにある。ただし、「比較可能性」を重視するあまり、企業の実態が隠されてしまうということになれば本末転倒になりかねない。金融商品への全面公正価値会計の適用を検討するにあたっては、企業の実体の伝達という観点からも考えなくてはならないだろう。

#### 第4節 非金融商品会計との整合性

30

JWG ドラフト基準自体は金融商品のみを対象としているとはいえ、非金融資産にかかる会計情報も計上される B/S、P/L において、金融商品を公正価値評価し、その評価差額を利益として認識することを提案している。

したがって金融商品にかかる全面公正価値会計の導入を検討するにあたっては、非金融商品も含めた B/S、P/L 上の会計情報が全体として整合的かつ有用であるか、という観点からの検討を行うことも重要である。

5

10

15

一般に、異なる商品間で会計情報が整合的であるか否かという点と、会計情報が全体として投資家にとって有用な情報を提供しているかどうかという点は、必ずしも一致するわけではない。例えば、金融商品と非金融商品の属性の違いをより重視する立場からは、会計情報の整合性にこだわるよりも、それぞれの属性を踏まえた会計処理を個別に適用する方が、会計情報の有用性の観点からみて望ましいという見方もありえるだろう<sup>19</sup>。他方、こうした見方に対しては、

- ①属性の違いに応じた会計処理によるセグメント情報の有用性は認めるとしても、それらを合計した数値もなお有用といえるのか
- ②資本設備購入のための資金調達を金融負債で行うなど、金融商品と非金融商品にかかる取引が密接に関連している場合にまで、整合性を無視できるのか<sup>20</sup>

<sup>19</sup> 金融商品と非金融商品の属性の違いは何かという点は、それ自体、非常に難しい問題ではあるが、少なくとも「のれん」価値の重要性、あるいは収益獲得のプロセスといった面で大きな違いがあると考えられる。すなわち、非金融商品について、例えば、工場を使って製品を生産する場合、工場を構成する個々の動産・不動産自体の市場価値は二次的な意味合いしか持たず、工場を使って将来獲得されるであろうキャッシュ・フローの価値が重要となる。他方、金融商品については、通常、各保有時点での期待将来キャッシュ・フローは、その時点での金融商品の価格と一致するものと考えられる。

なお、中久木・宮田[2002]は、オーストラリアの一般企業を対象に行われた、有形固定資産等の公正価値情報の有用性に関する研究を紹介している。この研究では、無形資産の公正価値評価額情報は株価と有意な相関関係にあるが、土地・建物の公正価値評価額と株価の有意な相関関係は認められなかったとされている。

<sup>20</sup> 例えば、金融商品に公正価値会計が適用される一方、非金融商品には取得原価会計が適用されると、資本設備購入に関連した金融負債の費用が期間配分されないなど、非金融商品サイドでの利益情報にバイアスがかかるといった問題が発生すると考えられる。

③商品の属性を重視するとした場合でも、金融商品と非金融商品という区分けは適切なのか  
といった疑問がある。

5 上記のとおり、現行の会計基準における B/S 上の評価基準では、金融商品については公正価値評価と取得原価評価が混在しており、また非金融商品については取得原価評価が基本とされている。この意味では、現行の会計基準も商品間で会計情報が整合的でない面を有しているといえる。

次に、現行の会計基準における P/L 上表示される利益については、実現利益のみを認識するという形で整合性が確保されている。B/S 上公正価値  
10 評価される金融商品のうち、売買目的で保有されるもののみについては、評価損益を P/L で認識することとされているが、これは、金融商品のように「のれん」価値が基本的に存在しないものについては、市場価格が存在し、換金可能性があり、かつ売買目的で保有されている限り、評価損益を実現利益と同一のものであるという考え方に立つものである。他方、こうした  
15 売買目的金融商品以外の商品については、本来の意味での実現利益のみが P/L 上で認識される。例えば、非金融商品については、取得原価を減価償却という形で期間配分し、これと各期に実現したキャッシュ・フローの差額を利益として計上することになる。このように、現行の会計基準における金融商品と非金融商品にかかる会計処理は、P/L 上で認識される利益の観点  
20 点では、整合的であると考えられる。(図表 1)

他方、金融商品に全面公正価値会計を適用した場合、金融商品については、B/S 上は公正価値、P/L 上は公正価値利益となる一方で、非金融商品は、前述のとおり、B/S 上が取得原価、P/L 上が実現利益ということになる。したがって、この場合には、金融商品と非金融商品にかかる会計情報は、B/S、P/L 双方のレベルで非整合的となる。(図表 2)  
25

また、最近議論されている非金融商品にまで全面公正価値会計を適用するという議論では、会計情報は、B/S、P/L 双方のレベルで整合的ということになる。(図表 3)

30 現行の会計基準は、金融商品と非金融商品という大まかな区分けではなく、「市場価格が存在し、いつでも換金が可能な金融商品」に着目して、B/S

上、商品属性の違いに応じた評価基準を採用し、かつ、P/L 上は、公正価値評価される金融商品の評価損益のうち、実現利益と同視できるもののみを計上するという形で、金融商品も非金融商品も実現利益のみを認識するという整合性を確保している。

5 その意味では、現行の会計基準は、商品属性に応じた会計処理による会計情報の有用性と、利益情報全体としての整合性を通じた会計情報の有用性の双方に配慮した体系であるとみることができよう。ただ、公正価値評価される金融商品のうち、売買を目的として保有されるもの以外のいわゆる「その他有価証券」については、評価損益をいわゆる「資本直入」という会計処理によって本来の実現利益との橋渡しがなされており、こうした会計処理の下での会計情報の有用性については、近年では有用性が認められている<sup>21</sup>。

15 他方、非金融商品にかかる会計処理を現行のままとしつつ、金融商品に全面公正価値会計を適用するという立場は、金融商品と非金融商品の間での会計情報の整合性よりも、金融商品と非金融商品の属性の違いを重視するものといえる。これについても、仮にそうした属性の違いを勘案することが重要であるとしても、P/L 上で、実現利益と公正価値利益という異なる概念に基づく数値を合計することが、全体としての利益情報の有用性を損なうことにならないのか、という点が問題であろう。

20 また、金融商品と非金融商品が相互に関連している場合に利益情報が歪むのではないかという問題や商品属性を勘案するとしても、金融商品と非金融商品という区分けは大まかに過ぎるのではないかという問題も、なお検討を要するものと考えられる<sup>22</sup>。

<sup>21</sup> 井手[2004]・孔[2004]を参照されたい。

<sup>22</sup> 金融商品と非金融商品が相互に関連する場合に利益情報が歪むのではないかという問題については、いわゆるヘッジ会計のような手法により対応することも考えられないではないだろうか。しかし、金融商品サイドの利益を実現利益とするような調整を加える場合には、結局、現行の会計基準と変わらないことになり、他方、実物資産にかかる利益を公正価値利益に合わせて調整する場合には、本文において以下議論するような、実物資産に全面公正価値会計を適用する場合と同様の問題が発生することになる。因みに、JWG ドラフト基準自体は、ヘッジ会計のような手法の導入に

なお、概念的には、非金融商品を「のれん」の価値も含めて公正価値評価することとし、非金融商品、金融商品双方に、全面公正価値会計を適用することによって、B/S、P/L 双方で会計情報の整合性を確保することも考えられる。しかしながら、非金融商品の属性からみて、公正価値評価が適切

5

## 10 第5節 債権者保護の観点からの評価

会計情報は、株式会社の債権者と株主との間の利害調整において重要な役割を担っている。そして、こうした債権者と株主との間の利害調整において、会計情報が活用される場面としては、大きく分けて、

15

I. 配当可能利益計算の基礎として用いられる場合

II. 債権者が自己の債権の回収可能性等を判断するための情報として用いられる場合

があると考えられる。

20

I において会計情報が配当可能利益の算定上、どのように用いられているのかという点については、国によって違いはあるがわが国では、商法第290条第1項が、B/S 上の純資産額を基礎に配当可能利益を算定すること、具体的には、「純資産額から、資本額、既存の法定準備金の額、当期に積立てるべき法定準備金の額等を控除した金額、その他法務省令に規定されて

は否定的な立場を採っている。

<sup>23</sup> なお、SFAS や IAS では、減損会計が導入されているほか、わが国でも、2002年7月に企業会計審議会により「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」が公表されるなど、減損会計の導入が検討され、導入された。また、わが国では、時限的に、事業用資産として保有する土地に関し公正価値による再評価が認められているが、これについては、会計情報の有用性という観点からではなく、わが国の経済情勢を踏まえた政策的配慮に基づく措置と理解されている。

いる金額を控除した金額を配当可能限度額とすることを規定している。そして、こうした法規制は、株主との関係において債権者の保護を図るためのものであると位置づけられている<sup>24</sup>。」

5

わが国の商法における株式会社の計算に関する定め(以下、「商法会計」という)では、1962年の改正以来、取得原価による評価が原則とされてきた<sup>25</sup>。しかしながら、近年、企業会計審議会において金融商品に関する時価評価<sup>26</sup>の導入が議論されるに至り、商法会計サイドでも、この問題にどのように対応するかが検討されることになった。そして、企業会計審議会が1999年1月に公表した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」では、

10

金融資産については時価評価を基本とすることとされ、商法会計サイドにおいても、1998年6月に公表された「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の考え方を踏まえ、1999年8月に成立、交付された「商法等の一部を改正する法律」により、金融資産の時価評価が定められた。「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」では、金融商品に時価会計を導入することに関し、「(その必要性は)単に企業会計上の要請に止まるものではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないかと考えられる。したがって、商法においても金融商品の時価評価が導入されることが望ましいと考えられる」との考え方が示されている。

15

20

もともと、配当可能利益の計算については、上記の「商法等の一部改正する法律」による商法第290条第1項の改正において、配当可能利益の計算上、「資産に時価を付した場合に、その時価総額が当該資産の取得価額総額を越える時は、時価を付したことにより増加したB/S上の純資産額」も控除

<sup>24</sup> 会計法規集第22版、中央経済社編[2005]

<sup>25</sup> 1962年の改正以前は、いわゆる「時価以下主義」が採られていた。

<sup>26</sup> 本稿では、「時価評価」と「公正価値評価」の概念を厳密に区分けすることなく、「公正価値評価」という用語を統一的に用いてきたが、以下、商法会計にかかわる議論においては、法律上の「時価」という用語にあわせ、必要に応じて「時価評価」という用語を使用する。

すべきこととされた<sup>27</sup>。商法会計上、金融資産の時価評価を定めながら、配当可能利益の計算上は評価益を控除することとした背景については、「評価益が生じた場合にも、その利益が具体的に実現しているわけではないので、それを直ちにその期の損益として処理し、利益配当または中間配当の財源とすることは適当でない」<sup>28</sup>と説明されている。

また、わが国の現行会計基準の下では、金融商品の時価評価の導入にあたっては、ディスクロージャー制度としての会計と商法会計の連携が維持され、引き続き、会計情報が配当可能利益の計算において重要な基礎を提供している。これは、会計情報を利用することが、配当可能利益の計算過程における恣意性を排除し、係数の信頼性を高める上で役立つと考えられていることに基づくものであろう。また、ディスクロージャー制度の下で作成される会計情報を商法上の計算にも活用する方が、全く別個の計算体系による場合よりも社会的コストの節約につながる、という考慮も考えられる<sup>29</sup>。

配当可能利益の計算上、時価評価に伴う評価益を控除することとされている点については、時価評価に伴う評価益は、キャッシュがまだ獲得されていない不確実なもので、このような不確実な利益を配当の財源と認めると債権者を害する恐れがある、という考え方が背景にあるとされている<sup>30</sup>。この点では、「時価評価される金融商品のうち売買目的で保有されるものについては、評価益を実現利益と同視する」とする現行の会計基準の考え方がずれが生じていることになる。こうしたずれが生じること自体は、商法と

<sup>27</sup> 配当可能利益の計算上、控除すべき「時価を付したことにより増加した B/S 上の純資産額」の算定に当たっては、いわゆる強制評価減および低価基準の適用により時価を付した金融資産は計算対象から除かれる。また、「時価を付したことにより増加した B/S 上の純資産額」の意味は、税効果会計等により増加する部分は控除額に含まない(配当可能利益に参入される)という趣旨である。

<sup>28</sup> 前田[1999]を参照されたいが今回は入手が出来なかったため宮田・吉田[2002]を参考とした。

<sup>29</sup> 宮田・吉田[2002]

<sup>30</sup> 原田[1999]を参照されたいが今回は入手が出来なかったため宮田・吉田[2002]を参考とした。

ディスクロージャー制度の基本的目的が必ずしも一致しない以上、むしろ自然なことであるといえる<sup>31</sup>。ただ、現状、こうしたずれは、会計情報を配当可能利益の計算の基礎として利用することを不可能にするような、決定的な差異とはなっていないものと考えられる。なお、配当可能利益の計算においても、評価益を一律控除しなければならないものなのかどうかという議論も必要であろう。

従来、会計情報が配当可能利益の計算の基礎として利用されてきた背景には、

①「基本的に実現利益のみを利益として認識する」という考え方の下での会計情報が、キャッシュの裏付けが重視される債権者保護という目的での配当可能利益の計算にも親和的であると考えられてきたこと

②会計情報が客観的で信頼性の高いものであると認められてきたこと

といった、事情があるものと考えられる<sup>32</sup>。

そこで、金融商品につき全面公正価値会計を適用した場合の影響を考えてみると、まず、「実現・未実現にかかわらず公正価値の変動を利益として認識する」という公正価値利益の考え方が、配当可能利益の計算に適合的かどうかが問題となる。従来の考え方からすれば、「親和的でない」という評価になるだろう。

また、全面公正価値会計においては、市場価格がない場合の「評価技法」による価格算定などの面で、会計情報の信頼性に関する問題が生じる可能性がある<sup>33</sup>。

<sup>31</sup> 会計情報の提供目的の違いが、キャッシュとして認識するものの範囲にずれをもたらすという事象は、ディスクロージャー制度の内部においても、既にみられるものである。すなわち、P/L 上で金融商品の利益認識を決める際に用いられるキャッシュ概念とキャッシュ・フロー計算書というキャッシュ概念とでは範囲が異なっており、後者においては、前者よりも、短期間に換金され、しかも換金にリスクが少ないものに、キャッシュの対象が限られている。

<sup>32</sup> 宮田・吉田[2002]

<sup>33</sup> 配当可能利益の計算を会計情報から完全に切り離すことも、考えられな

IIにおいては、債権者にとっては、自己の保有する債権の回収可能性を判断する上で、企業の債務返済能力に関する情報、ことに企業が債務超過に陥り倒産にいたるリスクに関する情報が有用であり、会計情報やこれを捕捉するディスクロージャー情報は、そうした意味での債権者への情報提供機能を担ってきていると考えられる。

この面では、金融商品に関する公正価値情報は、一定の有用性をもつ可能性がある。この点につき、例えば、前述の「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」では、時価評価(公正価値評価)にかかる評価損益は企業の収益力や負債の返済能力に影響するため、時価評価に関する情報は商法における債権者保護の観点からも重要性が指摘されている<sup>34</sup>。

ただし、こうした債権者への情報提供の観点からみた場合も、金融商品に関する公正価値情報の提供がどのようなレベルまで行われるのがよいか、例えば、全面公正価値会計の導入が望ましいのか、あるいは補足的なディスクロージャーに止めるべき部分があるのかは、検討を要する。

まず、金融資産については、基本的に、公正価値情報が企業の倒産リスクを見る上で有用であることに關し異論が少ないと考えられるところであり、情報提供のレベルとして B/S、P/L がよいか否かは、情報の信頼性の問題である。

他方、金融負債については、全面公正価値会計の適用に関して、金融負債の公正価値が低下した場合に利益が認識されるという、いわゆる「負債の

パラドックス」<sup>35</sup>の問題が指摘されている。この点は、金融負債のリスクプレミアム部分は、いわば、債権者が債務者(負債の発行企業)に売却したプットオプションの契約の価値を反映しており、債務者の信用リスクが悪化した場合に、かかるオプション契約の価値(債務者が額面以下の金額で債権者に債務を返済するオプション権にかかる価値)が上昇することは、ある意味で当然であるとの見方もありえる。そのように考えると、企業の債務返済能力をみるうえでも、金融資産とともに、金融負債の公正価値情報が提供された方が、全体として適切な情報が提供されているという考え方も成り立ちうる。しかしながら、B/S、P/L レベルでこうした情報を提供することの是非については、情報の信頼性、非金融商品会計との整合性のほか、倒産法制における債務超過判断や債務処理の基準等との整合性も問題になりうる。

以上、第2章では、幾つかの観点から、金融商品に全面公正価値会計を適用することが、投資家や債権者にとって有用な情報を提供するというディスクロージャー制度の主たる目的に照らして、どのような意味を持つかという点について考察してきた。次に、第3章では、公正価値会計が利益測定にどのような影響を与えるかということを含めた包括利益概念を概観しながら考察していく。

---

いわけではない。ただし、その場合には、ディスクロージャー制度としての会計計算と配当可能利益の計算との二次元による社会的コストを容認しうるかが問題となる。なお、現在の商法におけるような、配当可能利益の規制という形での配当規制が合理的なのかどうか、という議論は別途ありうる。例えば、米国においては、資産負債比率や流動比率といった財務比率による配当規制が採用されている。

<sup>34</sup> 債権者が関心を有する対象が、企業の存続を前提としたうえでの債務返済能力なのか、企業の清算時の債権回収可能性なのかは、難しい問題である。したがって、公正価値情報が債権者にとって有用であると考えられる場合もそれが、最終的にどのような意味で有用なのかは必ずしも明らかでない内面もある。

---

<sup>35</sup> 「金融負債パラドックス」はパラドックスと見ない考え方もある。

### 第3章 公正価値会計における業績報告

#### 第1節 包括利益概念と報告様式

- 5 2004年6月にFASBより公表された公開草案「公正価値測定(Fair Value Measurements)」における金融資産・負債、非金融資産・負債に対して適用する全面公正価値会計の場合であれば純利益を表示することはなくなりその他包括利益(Other Comprehensive income)は認識されず、包括利益のみが表示される。しかし、JWGドラフト基準における全面公正価値は、金融
- 10 資産・負債のみに対する適用であり、評価差額もP/L上で純利益の内訳項目として表示され純利益のみが表示される。しかし、評価差額自体にはまだ実現を有していないため純利益に反映させるのは妥当ではないと考える。そこでJWGドラフト基準による金融商品のみ全面公正価値を適用させるという方法を取ることを推奨し、非金融商品にかかる利益情報と金融商品
- 15 にかかる利益情報がP/L上で同時に表示されるという問題を回避し、会計情報の整合性を保つため、評価差額をその他包括利益として認識し、P/Lには参入させずに包括利益計算書で公正価値利益を表示させ、純利益と包括利益を並列表示するという方法を考えた。そこで本章では包括利益概念について考察していくこととする。
- 20 包括利益(comprehensive income)とは、営利企業の利益概念の一つとして1985年のFASB概念報告書第6号<sup>36</sup>『財務諸表の構成要素』(FASB概念報告書第3号の改訂版)において取り上げられたものである。ここでは、「包括的利益とは、出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。包括的利益
- 25 は出資者による投資および出資者への分配から生じる以外の、一期間にお

<sup>36</sup> *Financial Accounting Standards Board Concept Paper SFAC (Statement of Financial Accounting Concepts) No.6 Elements of Financial Statements a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2)* (邦訳は、平松一夫、広瀬義州(訳)『FASB財務会計の諸概念』中央経済社、(2002年4月)を参照。FASB概念書の引用については以下同じ。)

ける持分のすべての変動を含む。」(SFAC No.6,par.70)と定義されている。また、FASB概念報告書第5号<sup>37</sup>『営利企業の財務諸表における認識と測定』においては、「包括的利益は、取引その他の事象が企業に及ぼす影響についての広範な測定値であり、それは出資者による投資および出資者への

5 分配から生じる持分(純資産)の変動を除き、取引その他の事象および環境要因からもたらされる一会計期間の企業の持分について認識されるすべての変動から構成される。」(SFAC No.5,par.39)と説明されている。

- このことから、収益および費用といった要素から定義されているのではなく、純資産の変動という形で定義されているので、資産負債アプローチ
- 10 を前提とした利益概念であるということが出来る<sup>38</sup>。ここで注意しなければならないのは、包括利益は会計の「取引記録アプローチ」に基づく利益であるという点である。単に期首と期末の純資産の現在価値の差額として定義されている経済学的利益と違い、あくまでも会計において認識・測定・記録された取引のみが包括利益として報告されるのである。

- 15 包括利益の報告方法<sup>39</sup>に関して、SFAS130は1つに限定せずに損益計算書形式(income-statement-type format)と持分変動計算書形式(statement-of-changes-in-equity format)の2つが示されている。

- 損益計算書形式は、包括利益を企業業績の指標として位置づけた計算書であり、さらに一計算書方式(one-statement approach)と二計算書方式
- 20 (two-statement approach)という2つの選択肢がある。一計算書方式は、包括利益を末尾とする当期利益及び包括利益計算書(statement of income and comprehensive income)を作成する方式である。一計算書方式では、当期純損益が包括利益の内訳項目として表示されることになる。したがって、包括利益を企業の業績を示す指標として最も重視している様式である

<sup>37</sup> *Financial Accounting Standards Board Concept Paper SFAC (Statement of Financial Accounting Concepts) No.5 Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*

<sup>38</sup> 佐藤[2001]

<sup>39</sup> 報告方法については、FASBやIASB、英国の会計基準審議会(以下ASBとする)などにより認められている報告様式が異なるため議論が必要であるが本稿では、FASBによる報告様式について概観していきたい。

と考えられる。二計算書方式は、当期純損益を末尾とするP/Lを作成したうえで、当期純損益から包括利益に至る計算過程をまとめた包括利益計算書を別個に作成する方式である。二計算書方式が採用された場合には、包括利益を企業の業績尺度として位置づけているものの、一計算書方式よりも当期純損益の重要性が強調されることになる。すなわち二計算書方式は、当期純損益と包括利益とが性格の異なる業績指標であることを明確にし、両者が混同されることを避けることが意図された様式である。

10 損益計算書形式が包括利益を企業業績の指標として表示する形式であるのに対して、持分変動計算書形式が採用された場合には、業績に関する計算書としてはP/Lのみが作成・開示される。そして包括利益の金額とその内訳は、持分変動計算書の中で、留保利益と「その他の包括利益累計額」の期中変動として表示されることになる。持分変動計算書が採用されている場合には、企業の業績を示す指標はあくまで当期純損益であり、包括利益が業績指標ではないという立場が採られていることになる。ただし開示される情報の内容自体は損益計算書形式と同等であり、損益計算書形式を採用している企業との間の比較可能性は保たれる。それゆえ、SFAS130では持分変動計算書形式による開示も認められている。

20 ただし、SFAS130では「他の財務諸表と同等の明瞭性をもって」包括利益を開示することが必要とされている以上、持分変動計算書形式を採用した場合には持分変動計算書を本表の1つとして開示しなければならない。したがって、本表としては利益剰余金計算書を開示し、持分変動計算書を付属明細表とする方式は認められない<sup>40</sup>。

25 このように包括利益を報告する場合には、3つの様式が認められているがその中でも重要なことはリサイクリング<sup>41</sup>をおこなうかどうかである。リサイクリングとは、一度その他包括利益に繰り入れられた未実現保有利

<sup>40</sup> 大塚[2001]

<sup>41</sup> リサイクリングの有無については、FASBとIASBによって考えが異なっている。また、リサイクリングの有無により報告様式も現行のものとかかわるためこの問題に関してはさらなる議論が必要であると考えられる。リサイクリングの他にもリサイクル、リサイクル方式、再分類調整、再分類修正などの複数の言い方があるがすべて同義語である。

得がその後実現したときには、改めて当該金額を損益計算書上の純利益に算入し、当該相当額をその他包括利益から控除して純利益に再分類することを指す。このようにして包括利益レベルで二重計上することを回避するのである。リサイクリングを行わない場合は、いったん包括利益の中で報告した報告した項目は、そのまま業績数値として確定する。そのため現行の純損益はもはや表示されない。FAS130ではこのリサイクリングを行うこととなっているがIASの場合にはリサイクリングを行わないことになっている。

10 JWG 草案における金融商品の全面公正価値を考える場合には、公正価値利益を当期純損益とは別の同等な1つの指標として考える必要があると考えられる。したがってリサイクリングをおこない、二計算書方式で報告する様式を採用することが最も望ましいと思われる。

## 第2節 純利益の有用性

15 本節では財務業績報告における純利益と包括利益について検討していきたい。

まず、IASBでは純利益の開示を禁止する論拠として

- ①純利益自体が明確に定義されていない。
- 20 ②実現基準に基づく純利益は、経営者の裁量により操作されやすいため、信頼性に乏しい。
- ③未実現項目を反映する包括利益は将来キャッシュ・フローの金額、発生時期、発生の不確実性を予測する際に純利益よりも有用である。
- 25 などを挙げている。

それに対して、純利益の開示を求める日本などからは、以下のような反論がなされている。

まず①に関してIASBは、「包括利益は明確に定義された概念であるのに

対し、純利益は極めて曖昧な概念であるという事を主張している<sup>42</sup>。」しかし、「その資産・負債の評価を一意に聞けることが(現実問題として)困難な場合が多数存在する以上、その差額として定義される包括利益も一意に決定していない<sup>43</sup>。」包括利益もそういった意味では曖昧な定義しか成されていないといえる。

次に、②については、純利益は経営者に操作されるため信頼性が乏しいとの主張だが、逆に、経営者が操作できるため、有用性を持つという事も事実だろう。経営者の意図や判断や期待は、当期の利益を算定するにあたって経営者がどのようにとらえているかという事に密接に関連している。

- 10 「当期の期間利益の算定(すなわち過去計算)をおこなうためには、将来について経営者がいかなる意図・判断・期待を有しているかを考慮する事(すなわち将来計算)が不可欠なのである<sup>44</sup>。」また、包括利益は資産負債アプローチに基づく利益概念である以上、その数値は個々の資産・負債の測定値に依拠している。そして多くの資産・負債の測定値(特に現在価値)に将来の見積もりが影響する傾向が強まってきている現状においては、それらの測定値の信頼性もまた変化してきている。将来の見積等が含まれている現在価値計算においては、主観的な計算要素が含まれているため、多少の測定誤差が生じることはやむをえない。しかし、「個別の資産や負債の測定値に関わる測定誤差は許容範囲にとどまるものであっても、それらが高度に集約された利益数値においては測定誤差が増幅されてしまう。つまり、個々の資産や負債の測定値にはある程度の信頼性が認められても、利益数値にはほとんど信頼性が認められないという状況が容易に想像できる」<sup>45</sup>のである。
- 15
- 20

- 25 そして、③については、まず純利益が持っているフィードバック価値を確認しなければならない。純利益は、実現を満した事後的な業績測定値であると考えられるため、事前の期待を事後に修正し、新たな期待を形成

<sup>42</sup> 辻山[2003,69 頁]

<sup>43</sup> 八重倉[2003,34 頁]

<sup>44</sup> 山田[2003,221 頁]

<sup>45</sup> 川村[2004,79 頁]

するためのフィードバック価値を有している。一方、包括利益は将来の予測に有用である。つまり、予測価値を有しているが、実現というフィルターを通していないため、フィードバック価値を有しているとはいえないだろう。「会計情報が、投資意思決定にとって有用な情報となり得るためには、

5 企業評価における予測価値のみならず、事前に形成された予測を、事実に基づいて事後的に検証して改訂し、それに基づいて新たな期待を形成するためのフィードバック価値を持つ必要がある<sup>46</sup>。」その点からすると、包括利益は投資意思決定において有用な情報となりえるのかということに疑問が残る。

- 10 以上のことから、純利益の開示を禁止することはフィードバック価値を低下させ、会計全体の有用性を損なうことになりかねないだろう。

### 第3節 包括利益の必要性

- 15 前節で述べたように、包括利益はフィードバック価値という点で純利益に劣るため、その情報価値には疑問が残る。しかし、近年の実証研究において、アメリカと日本で包括利益およびその他包括利益に関して、純利益を上回る情報価値が認められた<sup>47</sup>。そして、日本企業がアメリカ基準を採用している企業の2001年度3月期から2005年度3月期<sup>48</sup>までの純損益、
- 20 その他包括利益、包括利益のデータを集めたところ、本田技研工業・松下電器産業・トヨタ自動車・日立製作所・三菱商事など様々な企業でその他包括利益が業績に影響を与えている。このように純損益が黒字でもその他包括利益が影響を与え、包括利益になると赤字になる企業があることなど
- 25 考える。

<sup>46</sup> 辻山[2003,78 頁]

<sup>47</sup> 井手[2004]、孔[2004]

<sup>48</sup> 2001年度3月期から2005年度3月期までの年度においてにアメリカ基準を採用していなくその他包括利益、包括利益のデータが取れなかった年度の企業も幾つかある。



また、近年、包括利益と純利益との並存として純利益の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きも見られるが日本において 2004 年 7 月に企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan : 以下 ASBJ とする)の財務会計基準機構(Financial Accounting Standards Foundation : 以下 FASF とする)から公表された討議資料『財務会計の概念フレームワーク』(以下討議資料とする)<sup>49</sup>において、包括利益が純利益に代替しうるものとは考えられていない。なぜならこの討議資料が公表された時点では、アメリカにおいても日本においても実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえなかったからである。これに対し、「純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与える事とした。(par.20)」とある。このように討議資料においては現在においての包括利益情報の有用性についてはあまり認められていない。しかし、この討議資料において、「純利益と並んで包括利益にも、独立した地位を与えた。今後の研究の進展しだいでは、包括利益にも純利益を超える有用性が見出される可能性もあるからである。」そして、現在では実証研究において業績としての有用性が認められている。また、「純利益に追加して包括利益を開示する形をとるかぎり、特に投資家を誤導するとは考えにくいこともあり、国際的な動向にあわせてこれを構成要素の体系に含めておくこととした。(par.21)」ただし、包括利益を独立の構成要素として位置づけたからといって、その開示を要求する事には直結しないとされている。包括利益をどう定義するのかという問題と、それをどう開示するかとは、別の問題である。

しかし、近年のプロダクト型経済からファイナンス型経済への移行を考えると JWG ドラフト基準を適用し、金融資産・負債をすべて公正価値評価することが情報提供の面からみて必要になると思われる。そして、包括利

---

<sup>49</sup> 企業会計基準委員会、基本概念ワーキング・グループ「討議資料」『財務会計の概念フレームワーク』(2004年7月)、(財)財務会計基準機構

益の業績指標としての有用性が少しずつ認められてはきているが、やはり純利益の有用性のほうが現状ではまだ高い。したがって、純利益と包括利益を併用して表示したほうがよいと考えられる。そして、金融商品に全面公正価値を適用する場合のP/L上の会計情報の整合性を保つために、P/Lとは別個の業績計算書として包括利益計算書を導入し、B/S側に対しても金融資産・負債と非金融資産・負債との区分を明確に分けて会計情報の整合性を保つようにすればよいように考える。

## 結論

以上、本稿では、JWG ドラフト基準を題材に、金融商品に全面公正価値会計を適用することの妥当性、および、金融商品の全面公正価値情報の有用性について、投資家に対する情報提供と債権者保護という 2 つの観点から検討を行い、純利益と包括利益の有用性、必要性について論じてきた。

2 つの検討においては、いずれの観点からみた場合も、金融商品の全面公正価値会計、すなわち、B/S 上すべての金融商品を公正価値評価し、この評価差額を当期の P/L で認識するという JWG ドラフト基準の考え方は、  
10 なお検討の余地が残されているように感じられた。

他方、近年のプロダクト型経済からファイナンス型経済への移行を考へても金融商品に全面公正価値会計を適用すること、金融商品の公正価値情報を何らかの形でディスクロズすることについては、投資家に対する情報提供と債権者にかかる利害調整のどちらの観点からも、一定の有用性をもつ。  
15

そこで包括利益概念を導入し、評価差額を P/L で認識するのではなく包括利益として認識し、B/S と P/L の橋渡しをすれば良いように考える。そして、その報告様式としては 3 章で書いてあるようにリサイクリングをおこない、二計算書方式を採用し、当期純損益と包括利益を業績として並列  
20 関係で表示させれば投資家にとって有用な情報を提供できる。

今後、包括利益情報についての有用性もさらに報告されてくるとともに公正価値会計に対する議論や業績報告プロジェクト、収益認識プロジェクトなどの様々な議論が行われると思われる。そこで、金融商品の全面公正価値に包括利益概念を導入するという考え方が出てくることを期待し、  
25 今後の動向に注目したいと思う。

## 引用文献・参考文献

- 井手健二「包括利益情報の有用性に関する検討—わが国証券市場を対象として」會計、第 165 巻第 2 号(2004 年 2 月)、143 - 155 頁。
- 5 岩崎勇「財務業績と包括利益計算書」會計、第 154 巻第 9 号(1998 年 9 月)、51 - 66 頁。
- 氏原茂樹「包括利益の特質—SFAS130 号を中心として」経営論集、第 50 巻第 1 号(2002 年 10 月)、215 - 227 頁。
- 梅原秀継「公正価値測定と資産・負債の認識規準—無形資産と偶発債務の認識を中心として」企業会計、第 56 巻第 12 号(2004 年 12 月)、25 - 31 頁。
- 10 大谷貞教「業績指標としての包括利益の妥当性」知的資産創造、第 10 巻第 11 号(2002 年 12 月)、74 - 76 頁。
- 大津淳「包括利益概念の財務業績としての妥当性—アメリカ・イギリスにおける利益概念を中心として」研究年報経済学、第 64 巻第 2 号(2002 年 10 月)、405 - 417 頁。
- 15 大塚成男「米国における包括利益計算書の事例」企業会計、第 53 巻第 7 号(2001 年 7 月)、31 - 38 頁。
- 荻茂生「定義と測定」企業会計、第 53 巻第 6 号(2001 年 6 月)、28 - 36 頁。
- 20 興津裕康「原価主義会計の論理と会計情報の信頼性」會計、第 157 巻第 2 号(2000 年 2 月)、1 - 13 頁。
- 川北英隆「投資家からみた包括利益」企業会計、第 53 巻第 7 号(2001 年 7 月)、49 - 54 頁。
- 川村義則「包括利益の概念とその報告をめぐる問題」會計、第 154 巻第 2 号(1998 年 8 月)、28 - 40 頁。
- 25 川村義則「純利益と包括利益」企業会計、第 56 巻第 1 号(2004 年 1 月)、49 - 56 頁。
- 神田秀樹『会社法』広文堂、2000 年。
- 企業会計基準委員会、基本概念ワーキング・グループ「討議資料」
- 30 『財務会計の概念フレームワーク』(財)財務会計基準機構、

- 2004年7月。
- 木本圭一「収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換」企業会計、第49巻第1号(1997年1月)、118 - 123頁。
- 5 草野真樹「公正価値測定と業績報告」企業会計、第56巻第12号(2004年12月)、41 - 48頁。
- 草野真樹「資産評価と利益測定の開示—金融商品の公正価値評価を中心として」会計、第167巻第1号(2005年1月)、81 - 91頁。
- 草野真樹『利益会計論』森山書店、2005年2月。
- 孔炳龍「包括利益の有用性の存否—事象理論からのアプローチ—」経理研究、第47巻(2004年/WINTER)、184 - 195頁。
- 10 古賀智敏「金融商品と公正価値会計」会計、第157巻第1号(2000年1月)、18 - 36頁。
- 古賀智敏「公正価値測定の概念的構図と課題」企業会計、第56巻第12号(2004年12月)、18 - 24頁。
- 15 国際会計基準委員会『国際会計基準書2001』同文館、2001年6月。
- 小林伸行「公正価値による金融負債測定の実務的意義—金利変動リスクを公正価値測定に反映させる論拠の検討を通じて—」三田商学研究、第47巻第1号(2004年4月)、299 - 313頁。
- 齋藤静樹(a)「資産・負債の評価基準—金融商品を中心に」企業会計、第51巻第1号(1999年1月)、170 - 176頁。
- 20 齋藤静樹(b)「会計基準の改革と時価会計のあり方」企業会計、第51巻第13号(1999年12月)、4 - 10頁。
- 齋藤静樹(編)『会計基準の基礎概念』中央経済社、2004年2月。
- 佐藤信彦「包括利益概念と利益観」企業会計、第53巻第7号(2001年7月)、18-24頁。
- 25 佐藤信彦『業績報告と包括利益』白桃書房、2003年12月。
- 鈴木直行「金融商品の全面公正価値会計の提案に至るまでの米国会計基準の歴史的考察」日本銀行金融研究所、INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES BANK OF JAPAN Discussion Paper No.2002 - J - 6。
- 30

- 高橋治也「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」企業会計、第52巻第5号(2000年5月)、28 - 38頁。
- 張黎迎「金融負債の公正価値評価—信用リスクの変動による影響を中心に—」経済科学、第51巻第1号(2003年)、53 - 67頁。
- 5 辻山栄子「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」会計、第163巻第2号(2003年2月)、63 - 80頁。
- 徳賀芳弘「資産負債中心観」企業会計、第53巻第1号(2001年1月)、56 - 62頁。
- 中久木雅之・宮田慶一「公正価値評価の有用性に関する実証研究のサーベイ」日本銀行金融研究所、INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES BANK OF JAPAN Discussion Paper No.2002 - J - 8。
- 10 長野史麻「有価証券公正価値情報の有用性の変化—会計制度の変更による影響—」立正経営論集、第37巻第1号(2004年12月)、95 - 125頁。
- 15 中村美保(a)「わが国証券市場における包括利益の評価」一橋論叢、第130巻第5号(2003年11月)、494 - 510頁。
- 中村美保(b)「包括利益の開示と情報の非対称性」企業会計、第55巻第12号(2003年12月)、131 - 137頁。
- 日本会計研究学会特別委員会報告「会計基準の動向と基礎概念の研究(最終報告)」、2001年9月。
- 20 野坂和夫「業績報告における当期純利益の重要性—包括利益における利益実現概念の一考察」JICPA ジャーナル、第16巻第1号(2004年1月)、65 - 71頁。
- 萩原正佳「業績報告」企業会計、第54巻第1号(2002年1月)、76 - 81頁。
- 25 平松一夫・広瀬義州(訳)『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社、2002年4月。
- 旧法務省・旧大蔵省「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」、1998年6月。
- 宮田慶一・吉田慶太「金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理」日本銀行金融研究所、INSTITUTE FOR
- 30

MONETARY AND ECONOMIC STUDIES BANK OF  
JAPAN Discussion Paper No.2002 - J - 7。

八重倉孝「IASB『業績報告プロジェクト』の問題点」JICPA ジャーナル、  
第 15 巻第 2 号(2003 年 2 月)、33 - 36 頁。

- 5 弥永真生『企業会計法と時価主義』日本評論社、1996 年。  
弥永真生「資産の時価評価の導入について」企業会計、第 51 巻第 9 号(1999  
年 8 月)、69 - 75 頁。  
弥永真生「時価会計と制度化・法制化」會計、第 157 巻第 1 号(2000 年 1  
月)、51 - 61 頁。
- 10 山田辰己「JWG 基準案『金融商品及び類似項目』の論点」企業会計、第  
53 巻第 6 号(2001 年 6 月)、18 - 27 頁  
山田康裕「包括利益と純利益の関係」経済論叢、第 163 巻第 4 号(1999 年  
4 月)、386 - 396 頁。  
山田康裕「純利益の強固性」會計、第 164 巻第 2 号(2003 年 8 月)、69 - 81  
15 頁。  
吉田慶太「B/S・P/L の表示と開示等」企業会計、第 53 巻第 6 号(2001 年 6  
月)、48 - 57 頁。  
吉田康英「全面時価評価の動向および課題—JWG 基準案の再検討」企業会  
計、第 56 巻第 12 号(2004 年 12 月)、49 - 56 頁。
- 20 若杉千鶴「財務業績報告をめぐる国際的動向とその諸問題」経理知識、第  
82 号(2003 年 9 月)、85 - 97 頁。  
若林公美(a)「包括利益情報と株価形成」東京国際大学論叢 商学部編、第  
63 号(2001 年 3 月)、73 - 89 頁。  
若林公美(b)「為替換算調整勘定と株価形成～包括利益の観点から～」奈良  
25 県立大学研究季報、第 12 巻第 1 号(2001 年 8 月)、47 - 66 頁。  
若林公美「包括利益情報に対する株式市場の評価—有価証券の評価差額を  
手がかりとして」會計、第 162 巻第 1 号(2002 年 7 月)、81 - 94 頁。  
若林公美「Accounting & Legal Mind 包括利益が業績利益とみなされる論  
拠について [含コメント]」税経通信、第 58 巻第 6 号(2003 年 5  
30 月)、171 - 178 頁。

図表

図表 1

5

**現行の会計基準**

	金融商品	非金融商品
B/S	取得原価評価	取得原価評価
	公正価値評価	
P/L	実 現	利 益

10

図表 2

15

**金融商品に全面公正価値会計適用のケース  
(非金融商品は取得原価会計)**

	金融商品	非金融商品
B/S	公正価値評価	取得原価評価
P/L	公正価値利益	実現利益

20

図表 3

25

**金融商品に全面公正価値会計適用のケース  
(非金融商品も全面公正価値評価)**

	金融商品	非金融商品
B/S	公正価	値評価
P/L	公正価	値利益

30

(宮田・吉田 2002 より図を参照。)